

## 放課後子ども教室一体型の推進に係る設備整備実施要領

島 根 県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業のうち放課後子ども教室一体型の推進に係る設備整備について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 事業の趣旨

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の整備を推進する自治体に対して、整備に必要な活動環境の充実に係る設備備品やICT機器等を活用した学習支援を実施するための備品の購入に係る補助を行う。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の内容

本事業は、放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室の整備を推進する都道府県等に対して、整備に必要な活動環境の充実に係る設備備品やICT機器等を活用した学習支援を実施するための備品の購入に係る補助を行う。なお、補助の対象となるためには市町村は以下の要件を満たしていること。

（1）同一の小学校内等で放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施している、又は実施する予定であること。

（2）共働き家庭等も含めた全ての児童を対象に、多様な共通プログラムを実施している、又は実施する予定であること。

### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

### 5 事業報告書の提出

補助金及び交付金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに事業報告書を提出するものとする。

### 6 費用

#### （1）補助対象経費

県は、上記3の要件を満たす市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

#### （2）補助対象経費の取扱い

補助対象経費は備品の購入を対象とする。備品とは、1個当たりの金額が3万円以上とする。ただし、各自治体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。

具体的な備品の内容については、以下のようなものが考えられるが、1. 事業の目的が達成されるために必要な経費を計上すること。

また、学校等が所有している備品等が利用できる場合は当該備品等を利用する。

**【備品の例】**

簡易に取り付けが可能なパーティション、鍵付ドア、エアコン、カーペットなどの活動環境の充実に係る備品、タブレット端末、パソコン、プリンタ、アクセスポイント、電子辞書、ソフトウェアなどのICTを活用した学習支援を実施するための備品 など

7 その他留意事項

事業の改善及び充実に係るため、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成28年10月26日より適用する。